

## Ⅱ. 国土交通省、自動車技術総合機構、軽自動車検査協会からお知らせ

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



平成 29 年 12 月 13 日

自動車局 環境政策課

### 交換用マフラーを備えた二輪自動車等の騒音規制の取扱いを見直します ～道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部改正について～

交換用マフラーが、新規検査前の自動車に備えるために必要な基準に適合している場合、それを示す表示を新たに設けて交換用マフラーに貼付することとし、新規検査をより効率的に行えるようにする等の改正を行います。

#### 1. 交換用マフラーの性能等確認済表示

##### (1) 背景

基準に適合する交換用マフラーであることを確認したことを示す表示（以下「性能確認済表示」という。）について、新規検査時においてより効率的に検査が行えるよう道路運送車両の保安基準の細目を定める告示について所要の改正を行います。

##### (2) 改正概要

交換用マフラーが、新規検査前の自動車に備えるために必要な基準に適合している場合には、当該マフラーの性能等確認済表示の識別番号の末尾に「A」を記載することとします。

#### 2. 交換用マフラーを備えた二輪自動車等の近接排気騒音規制

##### (1) 背景

本日、「自動車騒音の大きさの許容限度」（昭和 50 年環境庁告示第 53 号）が改正され、交換用マフラーを備えた車両のうち一部の二輪自動車等について、使用過程時において新車時の騒音から悪化しないことを確認する近接排気騒音の相対値規制を導入することとなりました。これに対応するため、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）について改正を行います。

##### (2) 改正概要

新車時の近接排気騒音が 89dB を超える二輪自動車、85dB を超える第二種原動機付自転車及び 79dB を超える第一種原動機付自転車に対して、交換用マフラーを備える場合、相対値規制を適用します。

#### 3. スケジュール

公布・施行：12月13日（本日）

問い合わせ先

自動車局 環境政策課：河野、木戸

電話 03-5253-8111（内線 42532） 03-5253-8604（直通）

FAX 03-5253-1636

平成 29 年 11 月 14 日



**団地、マンション等集合住宅の棟番号及び部屋番号の車検証への記載について**  
**－平成30年1月4日から実施－**

日頃より当協会の業務にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、リコール情報等を確実に使用者の皆様にお届けするために自動車検査証の住所に団地やマンション等集合住宅の棟番号及び部屋番号を記載することになりましたのでお知らせします。

つきましては、申請書（OCRシート）に棟番号及び部屋番号の記載をお願いします。  
なお、団地名、マンション名等は記載する必要はありません。

《実施時期》

- 平成30年1月4日（予定）

《記載例》

- ① （住民票等の住所） …… 町1番地の1（●●マンション3B）  
（車検証） …… 町1-1-3B
- ② （住民票等の住所） …… 町2丁目5番地の2（●●ハイツⅡ棟 103号室）  
（車検証） …… 町2丁目5-2-2-103
- ③ （住民票等の住所） …… 町4丁目1番地の2（レジデンスα21-339）  
注）数字表記が集合住宅名称の一部である場合は記載不要です。  
（車検証） …… 町4丁目1-2-339

※英数字を記載してください。なお、ローマ数字はアラビア数字に変換し記載してください。

# Ⅲ. お知らせコーナー

## 損保会社の社名及び略称が変更されました

国土交通省から下記のとおり損害保険会社の社名変更及び略称名の改正する旨の通達がありましたのでお知らせします。

また、保険会社略称表も改正されましたので、本誌をコピーの上切り取り線より切り離して、自動車検査員必携P1563に差し込んでご利用ください。

### 平成30年1月1日に合併により社名変更

新	A I G損害保険(株) (略称：A I G)
旧	富士火災海上保険(株) (略称：富士) A I U損害保険(株) (略称：A I U)

(切り取り線)

別記 2  
保険会社名略称表

保険会社名	略称	保険会社名	略称
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	AD損保	全国共済農業協同組合連合会	J A 全共連
アクサ損害保険株式会社	アクサ	同上 ○○ (都道府県名) 本部	J A ○○ (都道府県名)
朝日火災海上保険株式会社	朝日	○○ (都道府県名) 共済農業協同組合連合会	J A ○○ (都道府県名)
アンケム・ラチオニ・ゼネラル・エス・ピー・エー	ゼネラル	○○農業協同組合	J A ○○○
アドリック損害保険株式会社	アドリック	日本共済生活経済協同組合連合会	日本共済新産
アメリカンホーム医療・損害保険株式会社	Aホーム	全国労働者共済生活協同組合連合会	全労済
イー・デザイン損害保険株式会社	イー・デザイン	全国トラック交通共済協同組合連合会	交通連
Δ I G損害保険株式会社	Δ I G	北海道トラック交通共済協同組合	北ト交共
旧 Δ I U損害保険株式会社	Δ I U	東北交通共済協同組合	東北交通共済
旧 富士火災海上保険株式会社	富士	新潟地方交通共済協同組合	新交協
S B I損害保険株式会社	S B I	長野県トラック交通共済協同組合	長交協
共栄火災海上保険株式会社	共栄	関東交通共済協同組合	関交協
フューニシティ・オブ・アソシエーツ・イン・ジャパン	インディア	神奈川県自動車交通共済協同組合	神交共
ジェー・アイ損害保険株式会社	ジェー・アイ	中部交通共済協同組合	中交協
スミセイ損害保険株式会社	スミセイ	三重県交通共済協同組合	三交協
セコム損害保険株式会社	セコム	近畿交通共済協同組合	近畿共済
セゾン自動車・火災保険株式会社	セゾン	兵庫交通共済協同組合	兵交協
ソニー損害保険株式会社	ソニー	岡山県トラック交通共済協同組合	岡ト共
損害保険契約者保護機構	保護機構	中国トラック交通共済協同組合	中ト交共
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	S J N K	四国交通共済協同組合	四交協
旧 株式会社損害保険ジャパン	損害ジャパン	九州トラック交通共済協同組合	九ト協
旧 日本興通損害保険株式会社	日本興通	南九州交通共済協同組合	南九共済
そんぽ24損害保険株式会社	そんぽ24	全国自動車共済協同組合連合会	全自共
大同火災海上保険株式会社	大同	北海道自動車共済協同組合	北自共
Chubb損害保険株式会社	Chubb	東北自動車共済協同組合	東北自共
旧 エース損害保険株式会社	エース	関東自動車共済協同組合	関自共
チューリッヒ・イン・ジャパン・ランス・カンパニー	チューリヒ	中部自動車共済協同組合	中部自共
東京海上日動火災保険株式会社	東海日動	近畿自動車共済協同組合	近畿自共
日新火災海上保険株式会社	日新	西日本自動車共済協同組合	西自共
三井住友海上火災保険株式会社	三井住友		
三井ダイレクト損害保険株式会社	三井ダイレクト		
明治火災損害保険株式会社	明治火災損保		

## 輸入車をお取り扱いの皆さんにお知らせ

自動車の車台番号及び原動機の打刻のはね等の輸入事業者への照会にかかる取扱要領

2017年12月13日

日本自動車輸入組合

別紙1に記載する事業者が輸入する自動車であって2018年1月1日以降に初度登録されたものに関し、届出された打刻様式及び打刻字体に基づき打刻がなされているものの、車台番号または原動機の打刻の「書き出し」や「とめ」に「はね」がある又は打刻の整列状態、文字間隔、打刻の深さの不均衡（以下、「打刻のはね等」とする。）により、当該打刻の真正性について当該事業者への確認が必要と判断される場合、直接当該事業者に照会することができます。

当組合は、国土交通省と協議のうえ、打刻のはね等について照会を行う場合の手続きを下記のとおり定めました。つきましては、下記を踏まえ、別紙2の様式を用いて照会を行っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、照会をお受けするのは、別紙1に記載する事業者が輸入する自動車及び当該自動車に搭載された原動機に限ります。別紙1に記載した車名の自動車であっても、他の事業者等が輸入する自動車については回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

また、別紙1に記載した連絡先は、打刻のはね等に関する照会のみにご利用いただけます。目的外の利用はご遠慮ください。

### 記

1. 照会者は、別紙1の事業者が取り扱う自動車及び当該自動車に搭載された原動機の打刻のはね等にかかる照会が必要と判断した場合、その旨別紙1の当該事業社の連絡先に連絡する。
2. 1.の連絡は、事前の電話連絡の後、別紙2「打刻のはね等にかかる照会」に必要事項をすべて記入したうえで、当該打刻の写真（打刻のはね等の状態が鮮明なもの）を添えて電子的な手段で行うこととする。
3. 照会を受けた事業者は、当該照会にかかる事項について可及的速やかに調査し、別紙2の回答欄に必要事項を記入した上で照会者に対しメールで回答する。

以上

別紙1（打刻のはね等の照会を受ける事業者の一覧表）

事業者名	取り扱いブランド（車名）	連絡先
Aston Martin Japan 合同会社	アストンマーティン	アフターセールス TEL：03-5797-7281 電話を受けた者が担当者をご案内します。
アウディジャパン株式会社	アウディ、ランボルギーニ	アウディ完成検査部門 TEL：0532-44-2205 E-mail：aj-compinspect@audi.co.jp 事前の電話連絡は不要です。
ビー・エム・ダブリュー株式会社	BMW、BMW MINI	代表 TEL：03-6259-8000 電話を受けた者が担当部門・担当者をご案内します。
FCA ジャパン株式会社	アルファロメオ、クライスラー、フィアット、ジープ、アバルト	テクニカルコンプライアンス TEL：03-6858-5433、03-6858-5442 E-mail：goro.matsushima@fcagroup.com Makoto.iwaoka@fcagroup.com
ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社	キャデラック、シボレー	車両点検業務センター E-mail：admin1.vpc@gm.com 事前の電話連絡は不要です。
ジャガー・ランドローバー・ジャパン株式会社	ジャガー、ランドローバー	お客様相談室 TEL：0120-922-772（ジャガー） TEL：0120-922-992（ランドローバー） E-mail：jlrjrcrc@jaguarlandrover.com（共通）
メルセデス・ベンツ日本株式会社	メルセデス・ベンツ、スマート	日立新車整備センター完成検査グループ TEL：0294-91-8876 E-mail：Koji.Kato@daimler.com Nobuto.Takita@daimler.com
ニコル・レーシング・ジャパン合同会社	BMW アルピナ	サービス本部エンジニアリング部 TEL：044-541-3011 電話を受けた者が担当部門・担当者をご案内します。
プジョー・シトロエン・ジャポン株式会社	プジョー、シトロエン、DS	コールセンター TEL：0120-840-240（プジョー） TEL：0120-55-4106（シトロエン、DS） E-mail：pcjvin@mpsa.com
ポルシェジャパン株式会社	ポルシェ	お客様相談室（ポルシェカスタマーケアセンター） TEL：0120-846-911 電話を受けた者が担当部門・担当者をご案内します。

ルノー・ジャパン株式会社	ルノー	サービス部認証グループ、PDI Tel : 045-523-5475 (サービス部) 0468-67-2339 (PDI) E-mail : dakoku@renault.jp
フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	フォルクスワーゲン、ベントレー	完成検査部門 (担当: 岡見) TEL : 0532-44-2205 E-mail : vgj-tsc-compinspect@vgj.co.jp 事前の電話連絡は不要です。
ボルボ・カー・ジャパン株式会社	ボルボ	カスタマーサービス部車両認証グループ TEL : 03-5404-8690、03-5404-8681 E-mail : homolo@volvocars.com

注1) 以下の6社は、車台番号の打刻のはね等だけではなく、原動機型式の打刻のはね等に関する照会も受け付けます。

- アウディジャパン株式会社
- ビー・エム・ダブリュー株式会社
- FCA ジャパン株式会社
- ゼネラルモーターズ・ジャパン株式会社
- メルセデス・ベンツ日本株式会社
- フォルクスワーゲングループジャパン株式会社

注2) 本取扱要領に関する一般的なご質問は、日本自動車輸入組合技術部宛 (03-5765-6828) をお願いします。

## 打刻のはね等にかかる照会

〔照会欄(照会者が記入)〕

下記の車両にかかる打刻について、貴社が輸入した車両及び/または原動機になされた打刻と相違ないか確認いたしたく、ご回答をお願いします。

照会者：	照会日： 年 月 日
E-mail：	TEL：
車名	
型式 (有型式車の場合)	
車台番号	
初度登録年	
登録番号	
原動機型式	
原動機シリアルナンバー	
照会時の走行距離	
照会の背景	

※打刻の写真 (打刻のはね等の状態が鮮明なもの) を添付します。

〔回答欄(回答者が記入)〕

回答者：	回答日： 年 月 日
E-mail：	TEL：

# 『キッズジョブまつやま2017』に出展しました



去る12月17日（日）、松山市小中学校PTA連合会と松山市文化・スポーツ振興財団が主催する、小中学生対象の職業体験イベント『キッズジョブまつやま2017』が松山市総合コミュニティセンターで開催され、中予支部の皆さんが出展され、事務局からもお手伝いに行ってきました。今年も60以上の業種が集まり、子供たちがいろいろな体験していました。松山市の小中学生は約39,000人近くいますが、このイベントへの参加が許されるのは、たったの1,500人というプラチナチケットです。

私たち「自動車・バイク整備士」は今回で4回目の出展となりますが、中予支部技術委員会から13名、外部から2名、事務局から2名と総勢17名のスタッフが、自動車整備士に興味を持った子供たちをお迎えしました。

我らが“てんけんJr.”くんは、今年も広報としてお手伝いに来てくれましたよ。毎回、子供たちに大人気です。

今回は新たな試みとして、カリキュラムを大幅に変更しました。昨年まで1時間でやっていたのですが、今年は1組2時間いただいて、より内容の濃い体験をしてもらうことができました。このイベントの中でも珍しい構成です。





エンジンの分解の前に、模型を使って車の簡単な構造を説明しています。



今回、親子でサポートしてくださった会員さんのお嬢さんを、将来有望な女性整備士の卵として紹介しました。女の子も体験に来てくれていましたから、ちょうど良かった！今年の春には、車屋さんへの就職が決まっているそうです。

今回は、愛媛トヨタ自動車株式会社様にもご協力いただき、燃料電池車の紹介もしました。小学生にはちょっと難しいかな？？とも思っていたのですが、今時の小学生は、『環境破壊』とか『地球温暖化』とか、ちゃんと分かっていたのには驚きました。水素がどうやって車を動かすのか、興味深い様子で学んでいましたよ。



子供たちが「うわぁ～！」と見ている後ろから、私たちスタッフも「おお～、初めて見たぁ…。(笑)」



こうやって、水素を入れます。

さてさて、2時間目は実習です。

今年も、軽自動車のエンジンを1基と原付のエンジンを2基用意して、エンジンの分解・組み立てを体験してもらいます。軽自動車班と原付班に分かれて、それぞれ体験してもらいました。

分解の目的は、「ピストンはどんな大きさか？」シリンダーヘッドを外して、ピストンの大きさを確認します。



オネーサンに教えてもらいながら、分解していきます。隣にいる陽気なお父さんは、乗せ上手！見事な手綱捌きで子供たちを指導し、どんどん作業が進んでいきました。



シリンダーヘッドが外れた～



原付班も、順調に作業しています。



ピストン出た～！

他のブースを見学していても感じましたが、男の子は道具を使って作業をしているのが楽しそうですね。なかには、「来年も体験したい」とか「整備士になりたい」とかいった嬉しい声も聞こえてきました。

そして働いた（体験した）後は、お給料が支払われます。会場の中に何か所か設営された地域通貨ショップでのみ利用可能な『地域通貨（単位は“きゃん”）』が、1時間当たり“100きゃん”支給されます。「自動車・バイク整備士」は2時間の体験でしたから、1人200きゃん支払います。

このイベントは、お金の大切さも学べる良いイベントですね。



休憩時間になると、地域通貨を貰った子供たちがショップに押しかけ、あっという間に大行列です！



地域通貨ショップではお菓子やジュースのほか、文房具が販売されていました。



今回の新たな試みは、大変興味深い内容でした。今後の活動が楽しみです！

中予支部の皆様、1日大変お疲れさまでした。

(文・写真：事務局 大北)

# 今治交通安全協会へ 交通事故防止標語塔を寄贈

毎年、社会還元事業の一環として実施している事業について、今年度は今治支部より要望のあった「今治交通安全協会」へ高速道路利用者の交通事故防止に役立ててもらおうと、高速道路今治湯ノ浦インター出入口付近に、インターに入る車からは「ここからは高速 車間距離を十分あげよう」、インターを出る車からは「ここからは一般道路 今一度スピードメーター確かめよう」との標語が見える高さ9mの交通安全標語塔を寄贈しました。

贈呈式は、12月19日に今治警察署にて行われ、日野会長が挨拶の後、矢野今治交通安全協会会長へ目録を手渡しました。謝辞の後、竹田今治警察署長より感謝状を頂きました。なお、当日の贈呈式には、地元新聞社が取材に訪れており、愛媛新聞に掲載されました。



## 29年度も引き続き 愛媛県交通安全協会へ反射シールを寄贈

昨年度に引き続き、公益活動の一環として交通安全対策に役立ててもらいたく、夜間の歩行者の交通事故防止につながるよう、靴やバッグ等に貼ることが出来る反射シール4,000セットを寄贈しました。

贈呈式は、12月21日に愛媛県警察本部にて行われ、日野会長が挨拶を行い、愛媛県交通安全協会の阿部専務理事へ目録を手渡しました。寄贈した反射シールは年末の交通安全県民運動期間中、歩行者や自転車利用者に貼付されるとのことです。

なお、当日の贈呈式には、地元新聞社が取材に訪れており記事に掲載されました。



## 全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例のご紹介

全国の整備相談所に寄せられた整備相談事例（苦情・問い合わせ含む）のうち、今月は、11件を掲載いたします。

### Case 1 説明不足な工場の対応と車検費用の増額に不満を抱いている

平成29年7月3日 千葉県 女性

車名：軽自動車 登録年月：平成23年

走行距離：約21,000km

#### 【相談】

12月6日、工場側より5万4,050円の車検見積り金額の提示を受ける。5年目（2回目）の車検で自動車も新しいので、あまり追加費用もかからないであろうとの説明を受ける。12月9日、車検実施のため工場へ入庫。1時間で完了すると言われたので、車両を預け外出する。その際、見積り書を回収される。預けてから約30分後に工場より電話連絡があり、追加作業があるため金額が上がる旨伝えられる（約12万円）。工場に確認のため戻ると、車両はリフトアップされておりタイヤ（ホイール&タイヤ）は車両から外されていた。タイヤとバッテリーの交換が必要で約12万円と言われたが、“説明を求めるも曖昧な回答で、詳しい説明もなかった”。相談者は最初の見積り金額を支払うための6万円しか準備がなかったため、今回は手持ちがなく全額支払えない旨を伝え、一旦6万円を支払い帰宅した。その後、車検が完了し17時頃に自宅へ工場側から車両の納車が行われた。その際も車検に関する説明がなく、ただただ納車が行われただけであった。辺りが暗かったため、車両の確認等は行わなかった。翌日、車両の確認を行うとトランクの清掃が行われておらず不満を抱き、また車検証が無く、このまま走行していいものかと不安になってしまった。12月12日、友人らに今回の話をすると当該工場の悪い噂を聞き、評判が良くないことを知った。全体的に説明不足な工場の対応と金額の増額に不満を抱いたので、今回、友人（男性）と共に振興会への相談に至った。

#### 【対応】

まず、保安基準適合標章についての説明を行い、車検証が無いことについての不安を取り除いた。相談者の要望としては、「詳しい説明が聞きたい」、「安くして欲しい」ということで、それを伝えて欲しいということであった。そのような金銭的部分の対応はできない旨を説明。また、最初の見積り金額の5万4,050円が基本料金と考え、今回タイヤ4本（1本8,000円）とバッテリーの交換、工賃やその他作業を含めれば約12万円の請求になるのも考えられなくは無いを伝えた。車検証の件も含め詳しい説明がなかったとすれば、工場側の説明不足と取られても致し方ないと思われるので、了解を得て、一度工場側に指導も含め連絡を取ることとした。工場に連絡し担当者の方に話を聞いた。担当者は相談者に対し、いわゆる立会い車検を実施し車両等を見て貰いながら交換の必要性を説明し、金額の変更の了承を得てから車検作業に取り掛かっている。また、車検証に関しての説明も行き、車検証は後日郵送することも伝えたとする。聞いていた話と乖離はあるが、相談者が「詳しい説明」を望んでいることを伝え、もう一度説明も含め話を聞いて頂けないかと担当者の方に打診したところ、引き受けてくれたので電話をして貰うこととした。再度相談者に連絡を取り、「工場の担当者から電話があると思うので、わからない点は質問し詳しい説明を受け、話し合いをしてみてください」と伝えた。12月13日、相談者と友人より再度電話があり、工場側より電話はあったが、「いつ支払って貰えるのかと、しつこく何度も聞かれた」、「1万円ずつの分割払いでなら支払える」、「あと2万円しか払えそうにないと伝えましたが、受け付けて貰えなかった」、「詐欺師呼ばわりされ、話し合いにならなかった」、「最終的にあと3万円の支払いでいいと言われた」、「一方的に電話を切られた」と、解決には至らなかったよう

で「知り合いの弁護士への相談も考えている」もしくは「3万円支払ってこの件は終わりにする」、「こちらからは連絡したくない」ということであった。どう解決していくかは相談者次第であるが、話し合えないのなら我々ができることもないと思いつつも工場側の対応もどうかと思うので、もう一度確認を取ってみるだけ伝え相談を終えた。工場に電話をすると、担当者ではない方（社長？）と話をすることが出来た。担当者が電話を何回もかけたが繋がらず、店舗の番号とは違う番号でかけたらようやく相談者が電話に出た。説明をしても納得して頂けず、「自分の車のタイヤが別の劣化したタイヤにすり替えられた」というようなことを言っており、最終的には作業依頼時からすでに費用を支払う気はなかったと工場側は判断したようだ。「3万円の支払いでいい」とは言ったが、分割での支払いは認めなかったという。また、弁護士関連の話もされ、電話は相談者の都合で相談者の方から切ったという。相談窓口が相談者と話をした時は「分割でなら・・・」と話しており、支払いをする意思はあるようなので、もう一度話し合いをする余地はあるのではないかと工場側へ伝えたが、社としての対応は決まっているようで、ここで相談を終了とした。

## Case 2 売掛金があるのに、車検依頼

平成29年7月11日 兵庫県 事業者

車名：軽自動車 登録年月：不明 走行距離：不明

### 【相談】

何度も取引のある金払いの悪い年配（60代後半）のユーザーが車検を依頼してきた。しかし、未収金（約5万円）もあることから、「売掛金を支払ってくれたら検査する」という条件を出したところ、あれこれ言いだした。それでも当方が譲らなかったため、最終的に「何とかする」と言って、一旦車に乗って帰った。その数日後、「御社が検査をしてくれないから他社で検査して貰うことにした。ついては御社に預けた車検証を返して貰いたい」という電話がかかってきた。他社がどこなのかはわからない（会員工場の可能性はある）が、「返してくれなければ車検証を再発行して

検査受けする」とまで言い始めている。おそらく、他社で車検を受けたら弊社が正当に請求できる売掛金（5万円）を支払わないような気もする。仮に弊社が車検証を渡さなければ、弊社は何かの罪を問われるのだろうか、ということが知りたい。5万円は修理代金の残金の一部で、支払い条件は毎月1万円（支払いは滞りながらもあったが、書面のない「自社ローン」）の約束をしていた。

### 【対応】

御社のやっていることが犯罪になるかどうかだけを聞いておく。5万円については、御社の売掛金の作り方が良くないように思える。ユーザーにも問題はあるが、あきらめた方がいいかもしれないと言って、一旦保留。

## Case 3 エアバッグを発注したが、キャンセルしたい

平成29年7月13日 兵庫県 男性

車名：輸入車 登録年月：不明 走行距離：不明

### 【相談】

昼過ぎにエアバッグ（シートに付属したもの）の警告ランプが点いたので夕方代理店に持ち込んだところ、「要交換」との診断が出た。部品代金6万円と作業工賃2万円の見積り金額に了承してエアバッグを発注した。しかし、エアバッグはバックオーダーとなり2～3週間（船便）かかると言われた。次の日、同じ車を乗らずに置いていたことを思い出し、部品をキャンセルしてシートごと交換して貰おうとしたが、この日は店舗が休みだった。次の日、朝一でこの販売店に行き、「シートを交換することにしたので、エアバッグ部品の発注をキャンセルしたい」と言ったところ、「フレームナンバーを伝えて発注したのでキャンセル出来ない」という回答だった。発注時にキャンセル出来ないという話は聞いていないし、エアバッグも発注したとは言うが工場に持ち込んだのは夕方昨日は会社が休み。そのため連絡が取れず、仕方なく本日の朝一で連絡したのにキャンセル出来ないと言われた。困

り果て、消費生活センターに連絡したところ、貴会を教えて貰った。何かアドバイスが欲しい。

#### 【対応】

本名、住所、電話番号等を正直に教えてくれた相談者で、説明には非の打ちどころがない。「販売店に金銭的な交渉は出来ないが、キャンセル出来ない理由について明文化されたものがなく、説明もなかったのであれば納得出来る説明をしてあげて、くらいのことなら言える」と言い、一旦電話を切って販売店の担当者に電話してみた。販売店の担当者は、「ユーザーがそんな電話してきた？キャンセル出来ないものは出来ない！振興会には関係ない」と言ったので、「当会は御社の経営方針に口出しすることはないが、ユーザーが御社の説明に納得出来ないと言ってきている。ユーザーの言うことに間違いなければ、御社は発注時にその説明責任を果たしていないと思われる。国産車でも発注をかけた部品がキャンセル出来ないことはある。しかし、それは必ずキャンセル出来ない旨を説明し、書面で了承を得るのが一般的（同様のトラブルが多いから）だ。御社の今回の説明は全て口頭。しかも、キャンセル出来ないことは伝えていないと聞いた。当方が聞いても、納得出来ないというのも仕方ないと思える。御社には説明責任があると思う」と言って、電話を切った。この流れを相談者に電話で説明した。「もし販売店から納得のいく説明がなければ、また連絡してきて欲しい」と言って電話を切ったが、その後連絡はない。

#### Case 4 個人売買で購入した車には瑕疵担保責任はないのか

平成29年7月19日 兵庫県 男性

車名：乗用車 登録年月：不明 走行距離：不明

#### 【相談】

個人売買で購入し1年が経過した車だが、下回りの錆が並大抵ではなくボロボロになってきた。事故痕も見受けられ、個人売買ながらこのような車を販売することが許されるのか疑問に思い始めた。これは合法なのか？

#### 【対応】

購入相手は知り合いか？と聞くと、「友人の友人で、購入時に初めて会った」とのこと。購入金額はかなり安価で、相談のように1年が経過して不満が出てきたとのこと。一応、個人売買でも販売契約書のようなものを作っていればあるいは瑕疵担保責任が問えるかもしれないが、現実には難しいと思うし、当会会員でもないので連絡は取れない。相手に対する要求が「お金を返せ」とか「修理代を支払え」というニュアンスなので、その要望についても対応出来ないことを伝えた。基本的には自己責任であると話したところ、「やはりそうなるか」と言って電話を切ったが、何を聞いたかったのか全くわからない相談であった。

#### Case 5 不具合を指摘すると、説明責任を果たさず怒り出した

平成29年7月19日 兵庫県 男性

車名：乗用車 登録年月：不明 走行距離：不明

#### 【相談】

整備工場にエンジンのオーバーホールを依頼した。支払いも済ませたが、吸気系に不調があり、オイルパンからは小石や砂が出てきた。それを指摘すると怒り出して話にならない、という問い合わせ。

#### 【対応】

相談を受けた事業場が会員事業場でなかったことから、当会の仕組みを説明し、指導できない旨伝えた。そもそも認証工場なのか不明。オーバーホールの見積り、領収書等を保有していると言うので、認証工場でなければそれを切り口に通報、訴訟など可能では？と伝えた。消費者センターは自動車のことなら一元的に当会に振るような部分もあり、当会は会員工場でない相談には乗れない旨を伝え、消費者センターに報告して頂くようお願いした。「相談は幾らでも受けるが、あくまでも相談となる対象事業場が当会会員であることを確認してから願います」と言って、電話を切った。

## Case 6 ディーラーの検査員の対応が悪い

平成29年7月20日 大阪府 男性

車名：軽自動車 登録年月：不明

走行距離：不明

### 【相談】

車検の時期が近付いたので、ディーラーH店に電話した。5年前にフォグランプをクリアからイエローバルブに交換した事を思い出し相談したが、「車検に通るかは判断できないので、陸事に持ち込んで下さい」と言われた。2年前に他県のディーラーで車検を受けた時、イエローバルブが少し変色しているので次の車検では要注意とメカの方に言われ心配だったので相談したのに、「見せてくれ」とも言ってくれなかった。「見せに行こうか?」と言ったら、「見る事は整備になるので有料です」と訳のわからない説明をされたので、「検査員が良否の判定をせず陸事に持ち込めと言うなら、検査員をやめてしまえ!」と言って、電話を切ったとのこと。自分としたり車検見積りをして貰い入庫までしたかったが、大阪に来てから初めてだったので先に電話してからと考えて電話したのに、こんな対応をされ気分が悪い。振興会から、車検に通るかどうかの判断もしてくれない検査員のいるH店の指定工場の資格を取り消してくれ、とのこと。

### 【対応】

振興会の立ち位置を説明。見ることもしないディーラーの対応は確におかしいので、「H店に電話して聞いてみて、対応を改めるところは改めて貰うようお願いしてみます」と言って、電話を切った。H店の工場長に電話し苦情の内容を伝えた。「検査員のフロントマンから電話対応の報告は受けて知っています。うちの本社にも苦情の電話を入れているので客相の者も知っています。相談者の連絡先がわからないので、こちらから行動を起こす事は出来ません。ただ、話の始まりが陸事に車両を持ち込まなくても車検を通せるなら自分の車を車検合格させろとか、大阪の何件かのディーラーに電話してやから(理不尽な言い分)を言って困らせた話や、他県のディーラーともめた話を聞かされた。フロントマンからは、車両を見たら整備で有

料とか、見させて下さいと言わなかったとの報告は聞いていないので、今後の対応としてそういう言い方をしてはいけないと店舗で徹底させます」とのこと。

## Case 7 自動車登録番号標の視認性について

平成29年7月24日 和歌山県 事業者

車名：トラック 登録年月：平成24年6月

走行距離：178,000km

### 【相談】

平成24年に注文を受け冷蔵冷凍車に架装し新車販売した車両で、今まで同社に検査入庫していた。今回、平成29年7月に他ディーラーのK店へ検査入庫したが、後部登録番号標が当初架装装着したバンパーが支障になり一部が見難くなっていたため、K店の判断により技術総合機構へ持ち込んだところ、不適合との判断が出た。ユーザー及びK店より、前回まで同社にて指定整備により検査を行ってきたが誤りではないかとの指摘を受け、相談窓口へ指定整備時の写真等関係書類を持参し、訪れたとのこと。

### 【対応】

登録番号標表示の義務については車両法第19条、同施行規則第8条の2等に規定されており、さらに順次強化されているが、「見易いように表示しなければならない」との法規定は変わらない。写真を見る限りバンパー幅は4cm程度であり、番号標付近のバンパーを切断するか、またはバンパーに装着しても良いのではないかと助言をした。車両法・省令の施行を受け、技術総合機構でも従来の審査を強化したのだろう。しかし、大型貨物等を始め貨物車の一部に今回同様の車両があることは明白であり、今回の件で、同社が不利益処分を受けるには至らない旨を説明した。相談窓口よりK店へ連絡をとり、法19条に係る一連の流れを説明。年々審査が厳しくなっている状況を説明し、ユーザーへの説明時に配慮をして頂くことを要請・提案し、了承。解決した。

## Case 8 「車検に合格していたとは思えない」と言われた

平成29年7月27日 宮崎県 男性  
車名：軽自動車 登録年月：不明  
走行距離：不明

### 【相談】

20年来付き合いのあるA整備工場（振興会会員）へ車検や点検を頼んでいたが、先日その従業員に暴言を吐かれたので、そこは縁を切り、今回初めてディーラーに車検を依頼した（その時の車検費用は合計22万6,000円ほど）。今までは7～8万円程度で車検が出来ており、費用がだいぶ上がったとは思ったが、きちんとした説明があったので納得はしている。しかし、その説明の際に、「今まで、これで車検に合格していたとは思えない」と言われた。それを聞き、今まで出していたA工場（認証工場）が、兄のB工場（指定工場）（※兄弟別々の整備工場を経営している）に依頼し、整備も何もせずに車検に通していたのではないかと思う。その2工場は以前も同様の事（ペーパー車検？）を行っており、国の指導も入っているはずだ・・・との相談。

### 【対応】

相談者より、以前出していたA工場から嫌がらせを受けるかもしれないので工場に直接連絡する事はやめて欲しいと言われたが、そうすると当会として対応のしようがない。とりあえず、今回車検を出したディーラーに状況を確認することに了承を頂き、連絡を取ることにした。ディーラーの担当者によると、『今まで、これで車検に合格していたとは思えない』等のようなことは言っていない。今回の整備費用はタイミングベルト交換など比較的費用の掛かる整備やその他予防整備等も含まれており結果として高額な費用になったが、そのことは相談者にもきちんと説明をしている」とのことだった。ディーラー担当者には相談者から問い合わせ等があった場合は、同様の説明をして頂くようお願いをした。相談者にディーラー担当者から聞いた内容を伝えた所、「どうせA工場が某議員の後援会をしているから、そっちの味方をするのだろう」と言われた。それと振興会は関係ないことを説明したが、

最後は相談者の「わかった」との一言の後、電話を切られた。その後、この件に関して相談者及び関係者からの連絡は入っていない。

## Case 9 車検をキャンセルしたら、工賃・部品代など請求された

平成29年7月28日 東京都 男性  
車名：不明 登録年月：不明 走行距離：不明

### 【相談】

相談者は名乗らず、車検の見積りについての問い合わせ。車検のチラシを見て、工場に車を持って行った。預けて帰ると電話があり、いろいろ説明されて最終的に25万円と言われた。その時は良く考えないで了承してしまったが、30分後にキャンセルの電話をすると、「既にバッテリーは交換を終えた」と言われ、「キャンセルなら、見積り代・バッテリー代・交換工賃・発注してしまった部品代、及び部品の引き取り」を言われた。従わなければならないのか？

### 【対応】

会員工場であったので、連絡を入れる。「初めてのユーザーであったため、見積りを渡そうとしたが、忙しいと言われ帰ってしまった。金額が出たら連絡するように言われたので電話をした。着手にあたり2度念押しをした。特殊な車なので部品のキャンセルができない」とのことだった。相談者に連絡をし、本来見積りには代金がかかること、着手するにあたり再三確認をしていること、すぐに使いたいというので急いで取り掛かったこと、稀少車につき部品がキャンセルできない等、工場の言い分を伝えた。金額については再考するそうなので、連絡するよう説明した。その上で、見積書は貰うように伝えた。

**Case 10 車は返却したが、謝罪と諸費用の一部を返して欲しい**

平成29年7月31日 香川県 男性  
車名：軽自動車 登録年月：平成16年4月  
走行距離：87,400km

**【相談】**

今月、会員工場で軽自動車を27万円で購入した。後タイヤ2本にひび割れがあり溝も無かったため、他店で1万3千円で交換した。後日、タイヤの溝が無かったことで車を返却に行ったら、「ケンカを売るのがか」的に言われた。車両本体価格の19万円は返して貰ったが、諸費用8万円は返して貰っていない。謝罪と、諸費用の一部でも返金して欲しい。

**【対応】**

経緯について会員工場へ確認。名義変更が完了する前に車が必要とのことで引き渡したが、「高速道路で普通車に追い抜かれるのでキャンセルし、小型車に交換したい」と言われた。車庫証明等の手続きを始めていたが数日後、「やはり車はいらない」と言われた。また、「タイヤは自分で勝手に交換したので代金はいらない。19万円だけ返してくれたらいい」と言われ、返金に応じたとのこと。後日、えらい剣幕で「自賠責保険の名義変更は済んでいたのか」、「タイヤの溝が無かったのは整備不良ではないか」と怒鳴り込んできた。「出る所へ出るぞ」と言われたので、「保険の名義変更は済んでいたし、タイヤも車検に通る溝は十分あったので好きにしてください」と言って帰って貰ったとのこと。会員工場から、「軽自動車のスペアキーを作って渡しているが返して貰えていないことと、帽子を車に忘れていたので取りに来るよう伝えて下さい。ご迷惑をお掛けしました。後は、こちらで対処します」と言われた。その旨相談者に連絡し、終了とした。

**Case 11 修理に出したら乗り心地が悪くなった**

平成29年8月3日 大阪府 男性  
車名：トラック 登録年月：不明  
走行距離：不明

**【相談】**

トラックのキャビンが傾いて乗りにくいので、ディーラーに修理に出した。修理から帰ってきたら、鉄板を重ねて溶接した物をボデーに穴を空けて取り付けてかさ上げしてあった。傾きは直ったが、バウンドした時にねじれて跳ねて乗り心地がかなり悪くなった。ディーラーは、「違法な修理方法ではないので、陸事でも何処にでも持って行って貰って、出るところに出たらええがな！」とかなり強気な態度だったので、振興会の強制力でディーラーに一喝入れて貰いたいと思ひ電話した。

**【対応】**

振興会の立場を説明した後 相談者の説明が直接自分で対応されたような感じでは無かったので聞いてみると、勤め先の社長から説明を受けたようで直接ディーラーとは話しをしておらず、見積りや修理方法も社長が修理工場と決めた感じであった。社長から相談者に修理方法の相談が無かったらしく、自分は他県のディーラーに知り合いがおりトーションバーとかショックアブソーバーとかダンパーの交換をしてくれると思っていたのに、鉄板でかさ上げるなど強度に問題が無いのか心配であると言っていた。ディーラーに確認しようと連絡先、支店名、担当者を聞いたが、「先に勤め先の社長と話をするので電話しないで欲しい」と教えて貰えなかった。ここで相談は終わり。

※ディーラーの技術部に問い合わせたところ、「弊社は5店舗で各店内に板金屋が常駐していますが、かさ上げのような修理はしません。点検して、ショックアブソーバー、ダンパー、ヒンジ等の不具合部品を交換しています」との説明だった。

# 環境家計簿システムで省エネしませんか？

～CO<sub>2</sub>排出量を削減することは、経費削減にもつながります。～

《環境家計簿システムとは？》

インターネットを活用して、あなたの事業場の消費エネルギーの使用量を入力することで、事業場からの二酸化炭素排出量が容易に把握できるとともに、他の事業場の平均値と比較できます。

月毎にエネルギー消費量、CO<sub>2</sub>排出量を算出し、実績の把握と分析に活用するとともに、省エネルギー目標を定めましょう。

《入力項目は？》

電気、都市ガス、LPガス、灯油、ガソリン、軽油、重油、入庫台数

《閲覧機能は？》

エネルギー使用量、CO<sub>2</sub>排出量

まずはこちらのバナーをクリックしてみてください！



# スキャンツール活用事業場認定制度がスタートしました

平成25年4月1日よりスキャンツール活用事業場認定〔コンピュータ・システム診断認定店〕の申請が始まります。認定事業場には下記ツール（のぼり、卓上盾、看板）の掲示が可能となり、お客様に事業場をアピールするツールとして、ご活用いただけます。



のぼり (W600mm×H1,800mm)  
2枚一組、竿無し 1,905円 (税抜)



卓上盾 (W180mm×H240mm)  
2,857円 (税抜)



看板 (W600mm×H498mm)  
4,333円 (税抜)

## 認定要件 ①スキャンツール応用研修修了者

又は、一級小型自動車整備士が1名以上勤務していること。

## ②スキャンツールを保有していること。

(J-OBD II対応、DTCの読み取り・消去、作業サポート、フリーズフレームデータ、データモニター、アクティブテストの機能を有するもの。)

## ③FAINES 通常会員に加入していること。

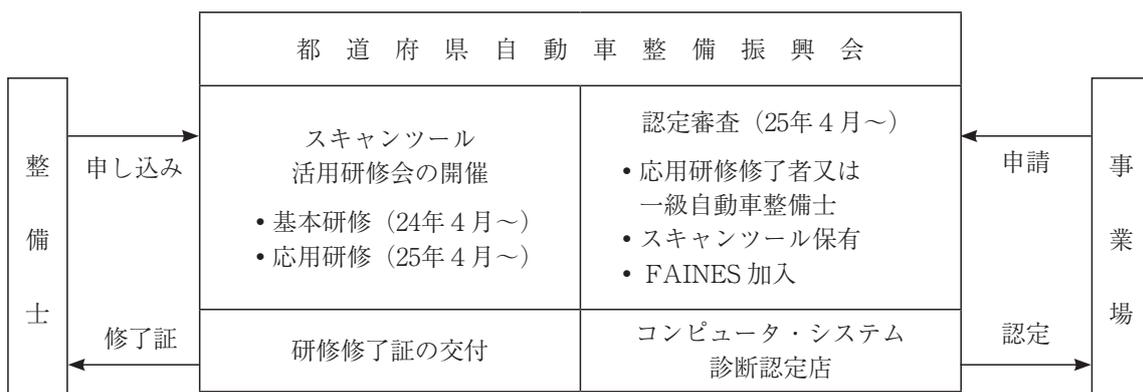
## ④振興会会員であること。

## ⑤上記ツール（のぼり、卓上盾、看板）のどれか一つ以上の購入

## 申請に必要なもの

- ・申請用紙⇒ホームページ又は、次ページをコピーしてください。
  - ・スキャンツールの写真
  - ・応用研修修了証又は一級小型自動車整備士の合格証の写し（コピー）
- \* 認定には数日お時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。

## スキャンツール活用事業場認定制度フローチャート



# スキャンツール活用事業場認定申請書

## 【コンピューター・システム診断認定店】

平成 年 月 日

住所

電話番号

認証番号

事業場名

⑩ FAINES 会員番号

### 1. 応用研修修了者又は一級整備士 【応用研修修了証又は一級整備士合格証書のコピーが必要となります。】

応用研修修了者又は一級整備士 氏名	応用研修修了証番号又は一級整備士合格証 番号
----------------------	---------------------------

### 2. 保有スキャンツール 【写真が必要となります。】

メーカー名	機種名	シリアル NO
-------	-----	---------

保有する機能に○をつけてください。

J - OBD II 対応		データモニター		フリーズフレームデーター	
DTC 読み取り・消去		作業サポート		アクティブテスト	

### 3. 認定ツール 【1つ以上の購入が必要となります。】

看板 (N43720024) 4,333円 (税抜)	卓上盾 (N43710024) 2,857円 (税抜)	のぼり旗 (N43730024) 1,905円 (税抜)
枚	枚	(2枚一組・竿なし (注)) セット

\* ツール代金は後日、商品と引き換えでいただきます。

\* 振興会記入欄

振興会認定日 平成 年 月 日	備考
--------------------	----

愛媛県自動車整備振興会

# 技術相談窓口名簿訂正のお願い

昨年7月にお届け致しました技術相談窓口名簿に変更が生じたため、各項目の訂正をお願いいたします。

## (P1) 平成29年9月20日現在

ディーラー名	愛媛トヨペット 株式会社 サービス本部		担当者名	城戸 浩 佐藤 威瑞
電話番号	089-972-0426	FAX番号	089-973-6801	
扱い車種	セルシオ、アバロン、ソアラ、マークII、コロナ、エクシブ、サイノス、ハリアー、 コルサ、カルディナ、トヨエース、ハイエース、イプサム、プログレ、プラッツ、 キャミ、ツーリングハイエース、グランドハイエース、アルファード、 イスト (マイナーチェンジ前)、プレミオ、プリウス (20系以降)、マークX、ポルテ、 ラクティス、ベルタ、サクシード、ラッシュ、ブレイド、ヴァンガード、86、 P H V、プリウス a、アクア、アベンシス (ZRT272:2011.6~)、ピクシスシリーズ (軽) S A I、オーパ、コンフォート、オーリス (2016.4~)、タンク、シエンタ (現行モデル)、 エスクァイア、 <b>CH-R → C-HR (変更) 新型カムリ (H29.7~) (追加)</b>			
定休日	月曜日			

## (P3) 平成29年9月20日現在

ディーラー名	株式会社ホンダ四輪販売四国 松山久米店		担当者名	門屋 太
電話番号	089-958-6800	FAX番号	089-958-6801	
ディーラー名	株式会社ホンダ四輪販売四国 今治産業道路店		担当者名	<b>河野 宏幸</b>
電話番号	0898-48-2934	FAX番号	0898-48-2493	
扱い車種	全車種			
定休日	水曜日			

## (P3) 平成29年9月20日現在

ディーラー名	株式会社西四国マツダ サービス統括		担当者名	<b>左脇 貢</b>
電話番号	<b>088-883-9120</b>	FAX番号	<b>088-883-9126</b>	
扱い車種	マツダ全車種			
定休日	火曜日			

# 技術相談窓口相談ルール厳守のお願い 並びに厳守事項と依頼書の一部変更について

平成27年9月3日に各ディーラー技術相談窓口担当者と振興会技術委員会委員による「技術相談窓口担当者意見交換会」を開催しました。

その際、各ディーラー相談窓口の実態と要望を伺ったところ、次の通り現状は、各担当者から同じような実態と要望がありましたので、再度次ページの『技術相談にあたっての厳守事項』を確認のうえ、相談をお願いします。

今回、『技術相談にあたっての厳守事項』と『整備技術相談依頼書』の一部変更しましたので、併せてお知らせします。なお、アンダーライン部分が変更箇所となります。

## 各ディーラー技術相談窓口の現状

### ・ F A X なしで電話での問い合わせが非常に多い。

→回答するための資料などが準備できないため、回答に時間がかかってしまいます。また、車両情報がなければ装備などもわからないため、どこを確認すればいいかの範囲が広がってしまいます。

### ・ 現車の点検、確認等を行わず、症状だけで答えを聞いてくる。

→担当者が実車を確認しているわけではないので、不具合部位の推定範囲を小さくするために、点検内容や問診内容が重要になります。その情報が少ないほど推定範囲は広がります。車の部品個数は約5万にもなります。その中から少しでも推定範囲を小さくしたいものです。

### ・ 相談時間外（昼休みや夜の業務時間外など）に問い合わせがある。

### ・ 問い合わせ者の都合で時間をせかされる。

→担当者の業務は相談窓口の対応だけではありません。自社の仕事を行いながら平行して相談にのっていただいております。同時に行う業務も多数あります。時には出張もあります。相談者の先にお客様が待っているのも知っています。相談者には相談者の、担当者には担当者の都合があります。相談者、担当者、どちらも少しでも円満に話がすすむように、また、ユーザーにご不便をかけないためにも、ルールを守りましょう！

## 厳守事項

F A X前に担当者に F A X を送る事を電話で伝え、F A X を送る。

F A X が届かない場合は、相談に応じません。

\* 相談後は、結果を報告しましょう！ 担当者も人間です。相談ルールを守り、結果の報告があれば、次回も丁寧に相談にのっていただけられるでしょう！

必ず守ってください！

## 技術相談にあたっての厳守事項

厳守事項を守らない方は、技術相談に応じられません。

1. 事前に相談窓口担当者に電話し、これから『技術相談依頼書』（別紙）をFAXすることを伝えます。その際に **社名、担当者名** を申し出てください。**FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。**
2. 事前に **基本点検、ダイアグ診断** 等を備え付けの整備マニュアルや技術資料又はF A I N E S（ファイネス：整備情報システム）で確認して点検を行い、『技術相談依頼書』に必要事項（点検結果等）をもれなく記入し、相談窓口担当者にF A Xしてください。
3. 相談は、上記2. で基本点検、ダイアグ診断等を行った、整備主任者、2級整備士で **技術に関して詳しい方** が行ってください。
4. 相談時間帯は、**午前10時～午後4時** までとし、昼食時（12時～13時）は避けること。
5. 相談内容は、原則として **15分以内** で行うこととします。
6. 担当者が休みの場合があります。予めご了承ください。
7. 取扱車種以外の相談、質問はしないでください。
8. **タイミングベルト** 及び **セキュリティー関係**（イモビライザ、スマートキー等）の相談は **お断りします**。（タイミングベルトは、商工組合でマニュアルをお買い求めいただくか、**F A I N E S**にご加入ください。）
9. 諸元・基準値及び整備料金に関する相談は、お断りします。
10. フリーダイヤルでの技術相談はお断りします。
11. 整備マニュアル等自動車メーカーの著作物をコピー、F A Xすることは自動車メーカーの著作権を侵害する恐れがありますので、相談に当たって、これらを要求することは厳に慎んでください。
12. 相談後は、相談窓口担当者に結果報告とお礼のF A Xをしてください。

様

# 整備技術相談依頼書

問い合わせ日	平成 年 月 日	FAINES加入状況	加入済み・未加入
事業場名		担当者名	
		認証番号	70-
TEL		FAX	

車種名		初度登録年月		エンジン型式	
型式		型式指定		類別区分	
車台番号				走行距離	
コーションプレートフル型式					

## 相談内容（症状、トラブル相談、希望資料等、できるだけ具体的に記入）

いつ、どんなとき 発生するか	始動時 アイドリング時	冷間時	暖気途中 加速時	暖機後 一定速時	常時 減速時	時々 他	_____警告灯の状態 (時々・常時)点灯・点灯せず
症状： ..... .....							

## 確認・点検実施内容

基本点検結果 ( )
自己診断結果 ( )
.....
.....
.....
.....
.....
.....
.....

# 結果報告書

結果報告日	平成 年 月 日
結果報告内容	
.....	

(注) FAXによる事前相談がないと、相談に応じられません。

インターネットを利用して  
自動車整備に必要な情報をゲット！！



## FAINESでできること

- メーカーのマニュアルが直接閲覧できる。
- 故障整備事例&アドバイス情報を入手できる。
- 各車種の主要諸元値、点検基準値、標準作業点数が確認できる。
- リコール情報が入手できる。
- e t c . . . 。

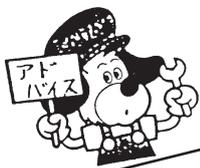


入会金（初回のみ） 12,000円

基本料金（月額） 1,300円（3カ月毎の引き落とし）

FAINES に関するお問合せは、自動車整備振興会技術・教育課まで。

※ 表示金額は全て消費税抜きの金額です



## IV. 整備技術 関係情報



# FAS技術相談NEWS

当該技術相談は(一社)福岡県自動車整備振興会のご協力により情報提供を受けたものです。

## 「不具合の発生時間が短く特定が困難」

平成15年式のスバル・サンバ(車両型式LE-TV1、エンジン型式EN07、走行距離250,000km)で、エンジンが吹き上がらないという相談を受けた。

症状を詳しく確認すると、エンジン暖機後の発進時や一定車速で走行中にアクセル・ペダルを踏み込んでもエンジンが吹き上がらず、その状態で更に奥までペダルを踏み込むと吹き上がることもある。冷間時は殆ど不具合が発生せず暖機後も時々しか発生しないということだった。

工場側で実施した点検・整備は以下のとおり。

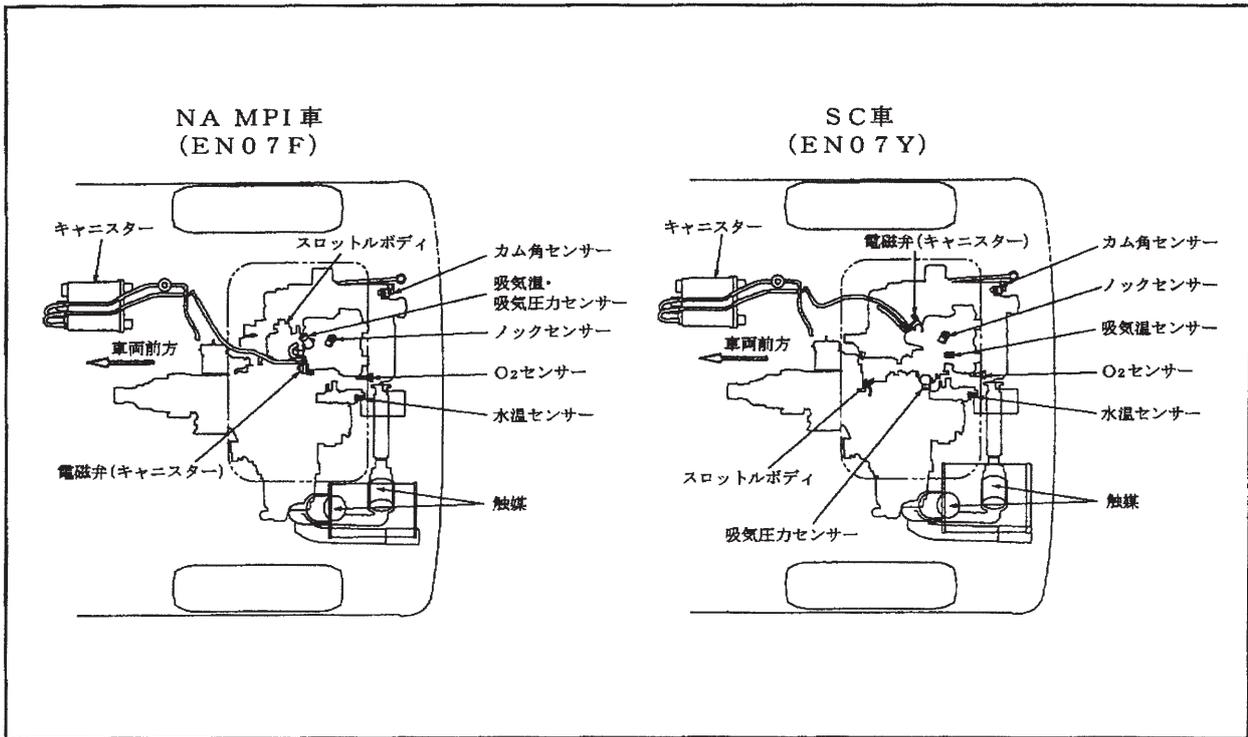
- ・DTC(ダイアグノーシス・トラブル・コード)・・・正常表示
- ・フューエル・ポンプ交換
- ・インジェクタ交換
- ・バキューム・センサ交換
- ・カム角センサ交換
- ・イグニッション・コイル、ハイテンション・コード交換
- ・スロットル・ボデーアッセンブリ交換

車両を持ち込んでもらい、スキャンツール(外部診断機)を使用しDTCを確認すると正常表示だった。症状確認のため走行テストを行いデータ・モニタを確認すると不具合の発生時間が短くデータ上で不具合箇所の特定が困難な状況だったが、エンジンの空吹かしを数回行った後やアクセル全開で走行を繰り返す等エンジン負荷をかけると不具合が発生したのでエンジン及び排気温度の熱の影響を受ける箇所に不具合があると判断した。推定原因としてO<sub>2</sub>センサ等の特性不良が考えられるが、不具合発生頻度が低いためO<sub>2</sub>センサのコネクタを外した状態で様子を見るように工場側へアドバイスをして車両を引き取ってもらうことにした。後日、O<sub>2</sub>センサのコネクタを外した状態で走行するとエンジンの調子が良く、コネクタを繋いで走行すると不具合が再発したためO<sub>2</sub>センサ不良と判断し交換して修理を終えたとの連絡が入った。

今回はエンジン高負荷(高温)時に排気温度等の熱が起因しO<sub>2</sub>センサが特性不良となり空燃比のフィードバック制御が正常に行えず不具合が発生していたと考えられる。O<sub>2</sub>センサは排気ガス中の酸素濃度を検出しており、コントロール・ユニットはO<sub>2</sub>センサからのフィードバック信号を基に三元触媒が有効に働く理論空燃比付近になるように制御しているため燃料噴射量の補正制御において重要なセンサである。この車両の補正制御は従来に比べO<sub>2</sub>センサのフィードバック信号による噴射量補正の増減幅が広がっておりセンサの特性不良が原因でエンジン不調を引き起こす場合もある。また、今回のように排気温度の熱が影響するトラブルの場合、触媒やマフラーの詰まりが原因で排気温度が通常よりも上昇しO<sub>2</sub>センサが不良となることもあるので排気系統を含め広い視野で点検を行う必要がある。その他、エンジン制御の点検においてセンサのコネクタを外してフェイルセーフ制御に移行させコネクタを外す前と比較することで不具合との関係性やコンピュータ制御の良否判断になるので参考にさせていただきたい。



(1) 排出ガス浄化システム配置



(2) 主要装置取付け位置

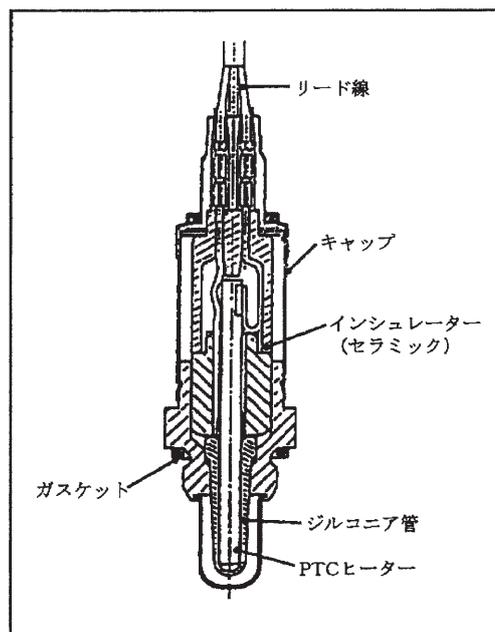
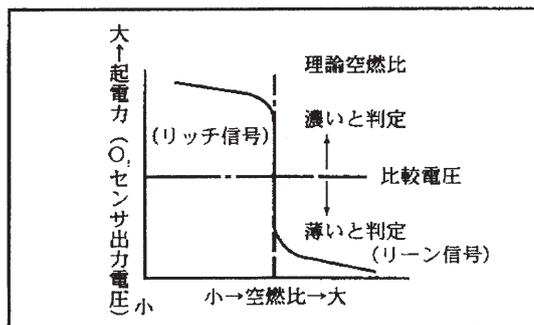
装置部品名称	形式	取付け位置	
		EN07F	EN07Y
スロットルボディ	バタフライバルブ式	インテークマニホールド部	
キャニスター	活性炭式	エンジンルーム右前前部	
ノックセンサー	圧電式	シリンダブロック部	
吸気温・吸気圧力センサー	サーミスタ・半導体式	インテークマニホールド部	—
吸気圧力センサー	半導体式	—	インテークマニホールド部
O <sub>2</sub> センサー	ジルコニア管式	エキゾーストマニホールド部	
カム角センサー	ホールIC式	ベルトカバー部	
水温センサー	サーミスタ式	アウトレットハウジング部	
吸気温センサー	サーミスタ式	—	インテークマニホールド部
触媒	モノリス三元触媒	エキゾーストパイプ部	

## 電子制御システム

### ■構造・作動

#### ○<sub>2</sub>センサー

- ・ヒーター付き○<sub>2</sub>センサーを乗用系に採用し、早期に○<sub>2</sub>センサーを活性化させ、空燃比フィードバック制御を行うことにより、排出ガスの低減を図りました。
- ・ヒーターの追加に伴い、ハーネスコネクタを4極に変更しました。
- ・エキゾーストマニホールド取付け部に、○<sub>2</sub>センサーカバーを追加しました。



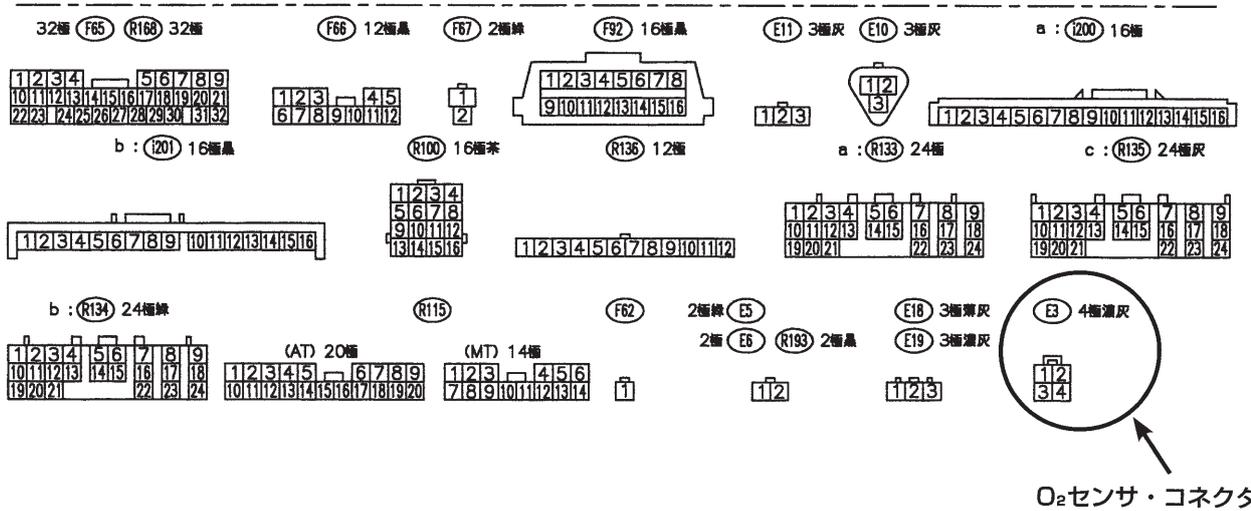
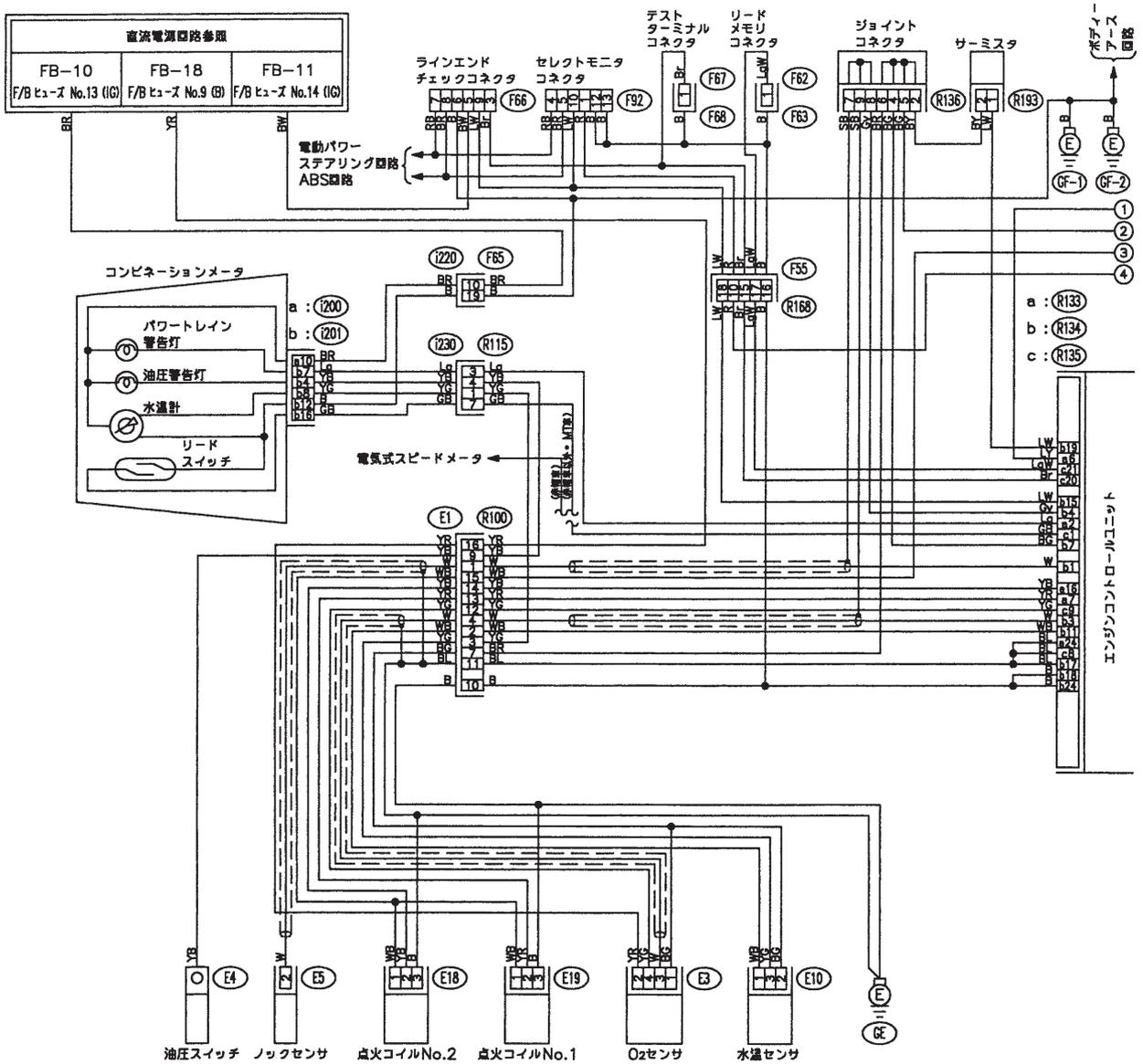
## スバルセレクトモニター

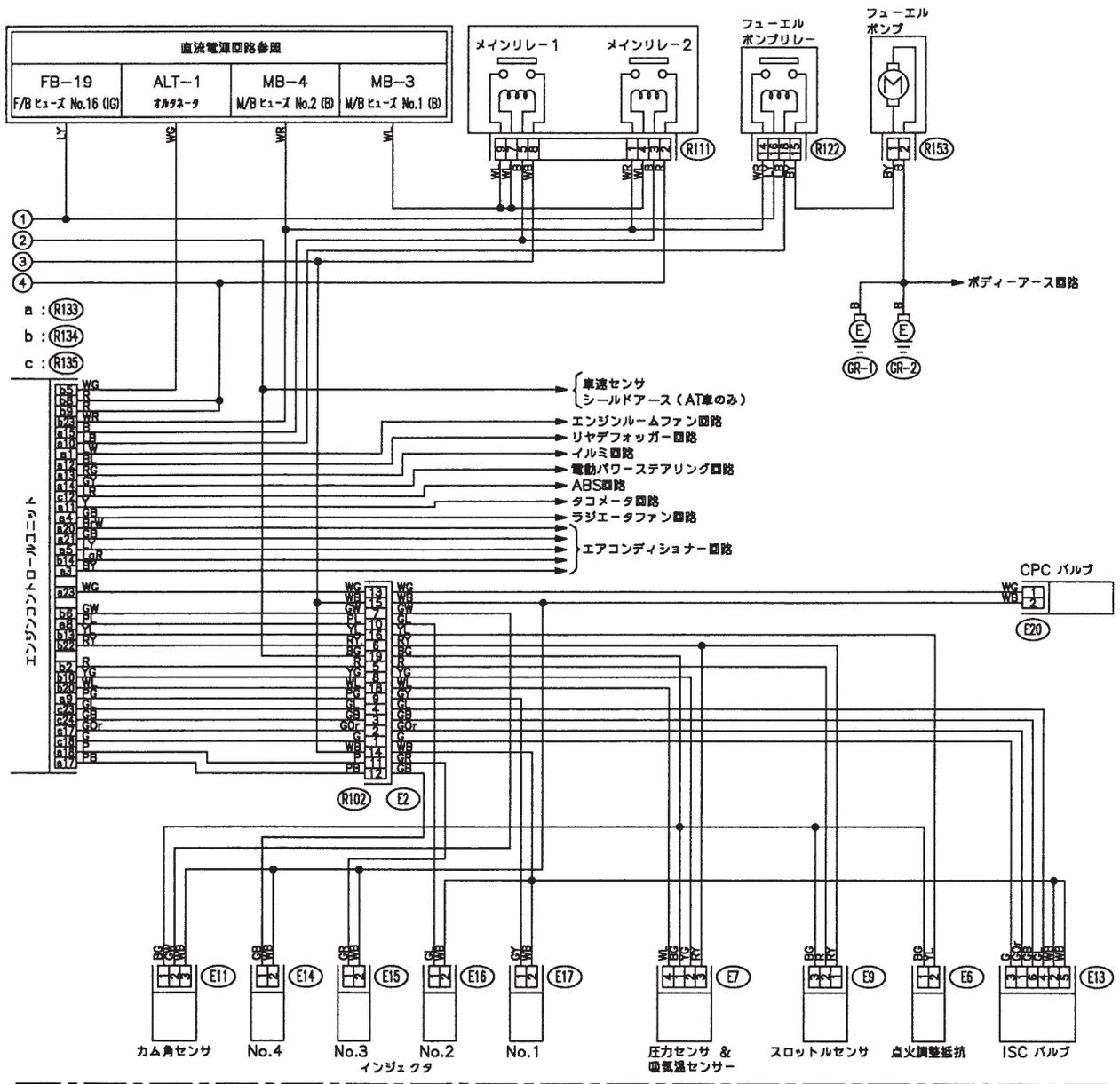
### ＜データ表示内容＞

エンジン

データ項目	単位	参考値 注 記
バッテリー電圧	(V)	13～14V
車速	(km/h)	メーター車速と一致
エンジン回転数	(rpm)	アイドルで700～850rpm (エンジン暖機後エアコンOFF)
エンジン水温	(℃)	ラジファン作動後90℃～
スロットル開度	(deg)	全閉時0～1.8deg
インジェクター噴射時間	(ms)	アイドルで1.5～3.0ms
ISCデューティ	(%)	アイドルで8～15%
○ <sub>2</sub> センサー	(V)	活性時に0～1.0V
A/F補正值	(%)	活性時に±20%以内
吸入管相対圧力	(mmHg)	アイドルで-500～-350mmHg
吸入管絶対圧力	(mmHg)	アイドル時260～410mmHg
ノックセンサー出力電圧	(V)	通常時約2.5V
吸気温度	(℃)	外気温度+10～50℃
ALTデューティ	%	通常時0%
CPCデューティ	%	暖機後0～100%
○ <sub>2</sub> センサーヒーター制御デューティ	%	低水温時0～100% (暖機後約35%)

# エンジンコントロール回路 (NAエンジン車一バン、ワゴン)



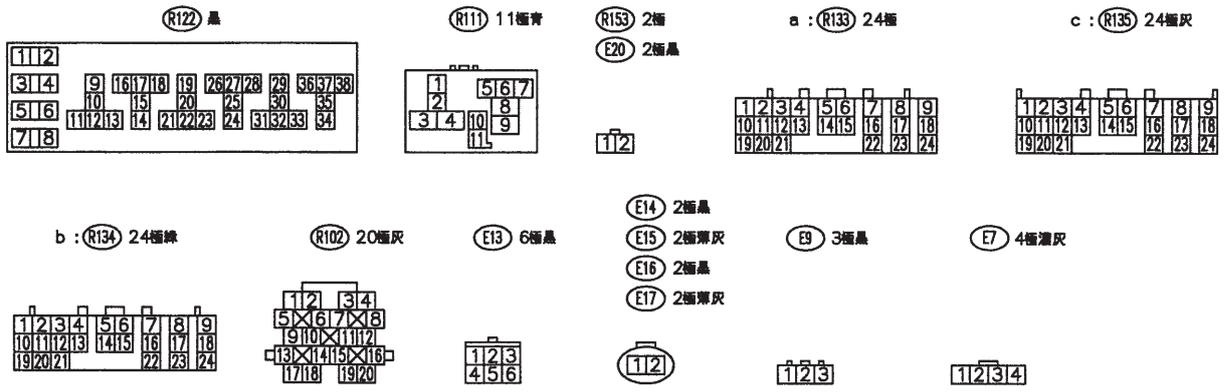


- a : (R133)
- b : (R134)
- c : (R135)

- 車速センサ
- シールドアース (AT車のみ)
- エンジンルームファン回路
- リヤデフォグ回路
- イルミ回路
- 電動パワーステアリング回路
- ABS回路
- タコメータ回路
- ラジエータファン回路
- エアコンディショナー回路

エンジンコントロールユニット

カム角センサ No.4 No.3 No.2 No.1 インジェクタ 圧力センサ & 吸気温センサー スロットルセンサ 点火調整抵抗 ISCバルブ







# 平成29年度 検査台数報告

(平成29年11月分)

## 登録自動車

平成29年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
11月	344	568	15,051	1,977	15,395	2,545	130,062	21,319
対前年同月比	94.0%	93.7%	90.9%	91.9%	91.0%	92.3%	101.0%	99.1%
前年同月	366	606	16,554	2,151	16,920	2,757	128,750	21,511

## 軽自動車

平成29年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
11月	358	204	13,607	2,901	13,965	3,105	111,615	25,262
対前年同月比	104.1%	103.6%	99.1%	92.1%	99.2%	92.8%	105.2%	100.6%
前年同月	344	197	13,736	3,150	14,080	3,347	106,066	25,122

## 登録車・軽

平成29年 月 別	新 規		継 続		計		4月よりの累計	
	指定	持込	指定	持込	指定	持込	指定	持込
11月	702	772	28,658	4,878	29,360	5,650	241,677	46,581
対前年同月比	98.9%	96.1%	94.6%	92.0%	94.7%	92.6%	102.9%	99.9%
前年同月	710	803	30,290	5,301	31,000	6,104	234,816	46,633

# 平成29年11月の 四国の自動車保有台数と販売状況（速報）

四国運輸局

		徳 島	香 川	愛 媛	高 知	計		
検 査 自 動 車	前年同月末車両数	315,478	402,149	490,758	253,836	1,462,221		
	前月末車両数	315,640	403,097	492,011	254,664	1,465,412		
	新 規 登 録	新 車	前 月	1,231	1,757	2,150	1,068	6,206
			当 月	1,355	1,814	2,135	1,197	6,501
			前月比	110.1	103.2	99.3	112.1	104.8
	古 車	計	前 月	403	563	615	321	1,902
			当 月	433	580	602	323	1,938
			前月比	107.4	103.0	97.9	100.6	101.9
	抹 消 登 録	計	前 月	1,634	2,320	2,765	1,389	8,108
			当 月	1,788	2,394	2,737	1,520	8,439
			前月比	109.4	103.2	99.0	109.4	104.1
	抹消登録		1,551	2,072	2,534	1,167	7,324	
	管轄変更（入）		634	1,268	1,213	423	3,538	
	管轄変更（出）		764	1,391	1,437	716	4,308	
	小型二輪車増減		9	28	18	19	74	
当月末車両数		315,756	403,324	492,008	254,743	1,465,831		
対前年同月比		100.1	100.3	100.3	100.4	100.2		
対前月比		100.0	100.1	100.0	100.0	100.0		
軽 自 動 車	前年同月末車両数	308,645	385,194	531,839	312,005	1,537,683		
	前月末車両数	309,471	387,135	533,768	312,823	1,543,197		
	届 出	新 車	前 月	1,009	1,687	1,905	1,192	5,793
			当 月	1,108	1,637	2,189	1,153	6,087
			前月比	109.8	97.0	114.9	96.7	105.1
	計	中 古	前 月	370	482	575	388	1,815
			当 月	342	442	562	415	1,761
			前月比	92.4	91.7	97.7	107.0	97.0
	計	計	前 月	1,379	2,169	2,480	1,580	7,608
			当 月	1,450	2,079	2,751	1,568	7,848
			前月比	105.1	95.9	110.9	99.2	103.2
	検査証返納		1,291	1,787	2,173	1,244	6,495	
	転入・転出		-38	-169	113	-216	-310	
	軽二輪車増減		22	13	29	20	84	
	当月末車両数		309,614	387,271	534,488	312,951	1,544,324	
対前年同月比		100.3	100.5	100.5	100.3	100.4		
対前月比		100.0	100.0	100.1	100.0	100.1		
総 合 計	前年同月末車両数	624,123	787,343	1,022,597	565,841	2,999,904		
	前月末車両数	625,111	790,232	1,025,779	567,487	3,008,609		
	当月末車両数	625,370	790,595	1,026,496	567,694	3,010,155		
	対前年同月比	100.20	100.41	100.38	100.33	100.34		
	対前月比	100.04	100.05	100.07	100.04	100.05		

小型二輪車増減欄は、当月の小型二輪車の増減車両数の差引値

検査対象軽自動車の転入・転出欄は、当月の検査対象軽自動車の転入・転出による増減車両数の差引値

軽二輪車増減欄は、当月の軽二輪車の転入・転出による増減車両数を除いた増減車両数の差引値（速報値）

総合計の対前年同月比及び対前月比は、変化が小さいため小数点以下第2位まで算出している